

建設水道常任委員会会議録

平成16年8月23日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中川 靖広 ○飯高 昭二 浅井 正八
吉川 勝義 木澤 正男

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	北村 光朗	建 設 課 長	堤 和雄
建設課参事	今西 弘至	同 課 長 補 佐	川端 伸和
観光産業課長	田口 好夫	同 課 長 補 佐	辻本 邦好
同 課 長 補 佐	永井 克育	都市整備課長	藤本 宗司
都市整備課参事	西田 哲也	同 課 長 補 佐	佃田 眞規
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上下水道部長	池田 善紀
上水道課長	水田 美文	同 課 長 補 佐	勝眞 基好
同 課 長 補 佐	井上 究	下水道課長	谷口 裕司
同 課 長 補 佐	角井 敏文		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開 会（午前9時00分）
署名委員 飯高委員、浅井委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会
を開会いたします。

委員長 それでは、本日の会議を開きます。
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、飯高委員、浅井委員のお二人を指名いたします。

委員長 本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとお
り、継続審査として公共下水道事業に関することについての審査の他、
9月定例議会提出予定議案、各課報告事項等について受けてまいりま
す。

初めに、1. 継続審査についてを審査することといたします。
公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の
説明を求めます。

下水道課 それでは、継続審査であります公共下水道事業に関することについ
長 て、ご報告致します。

まず、流域下水道事業の7月末時点におけます進捗状況でございま
すが、中継ポンプ築造工事について、このポンプ場に設置されます電
気設備につきましては進捗率70%、機械設備につきましては進捗率
93%で、平成17年3月の完成を目指し、それぞれ順調に工事が進
められております。

次に、竜田川幹線管渠第4号工事、稲葉車瀬の発進基地から三郷町勢野東までのシールド工事につきましては、現在、2次復工であります管渠内面仕上げ及び接続点の人孔築造工事が進められておりまして、進捗率でいいますと84%でございます。それぞれ順調に工事が進められているところでございます。

次に、町公共下水道事業の進捗状況でございますが、まず、6月定例会におきまして議決をいただきました、龍田北汚水幹線1工区工事でございますが、現在、仮設道路の築造及び地下埋設物の確認のための試験掘削を終え、立孔周辺の地盤改良工事に着手しており、平成17年3月17日の完成を目指して順調に進められております。

また同じく6月定例会におきまして議決をいただきました、阿波2丁目地内におけます第16工区-3工事でございますが、推進工事のための立孔築造工事に着手しており、本年10月28日の完成を目指し順調に進められております。

また、同じく6月定例会におきまして議決をいただきました、小吉田2丁目地内におけます第1工区-3工事でございますが、開削工事及び立孔周辺の地盤改良工事に着手しており、本年11月17日の完成を目指して順調に進められております。

次に5月に発注いたしました法隆寺2丁目地内面整備第21工区-3工事でございますが、現在管渠築造工事を進めており、約10%の進捗率で11月10日の完成を目指し、順調に作業が進められております。また、同じく5月に発注いたしました龍田北1丁目地内の面整備2件、第13工区-1工事及び第13工区-2工事でございますが、現在管渠築造工事を進めており、ともに15%の進捗率で9月24日の完成を目指し、順調に作業が進められている状況でございます。なお、後ほどご説明させていただきますが、9月議会定例会に提出を予定致しております工事を含め、本年度の残工事を発注する予定でございますが、全て年度内に完成できるよう進めて参りたいと考えております。また、供用開始に向けての準備でございますが、供用開始の公示に関する県との調整を始め、改造資金融資斡旋及び利子補給に関し

まして、町内金融機関との調整、料金徴収システムに関しまして上水道課との協議等、具体的な作業を進めている状況でございます。以上、簡単ではございますが、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員 各家庭の排水管接続の工事なんですけど、今使っている浄化槽の洗浄というのは、契約した業者さんがその掃除にかかれるんですか。それは資格のある所じゃないと掃除ができないという事を聞いたんですけども。

下水道課長 排水設備の改装工事一式、一般家庭の住民さんが契約する中でその請負された業者の方がそれ等についての、下請けじゃないですけども、そういう形で契約されるという形になると考えております。

委員長 他にございませんか。

ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

次に、2番、9月定例会に付議が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。はじめに、(1)平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について理事者の説明を求めます。

下水道課長 それでは、9月議会定例会に提出を予定しております議案についてご説明いたします。

平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について契約議案1件を9月議会定例会に上程し、審議をお願いする予定でございます。これにつきましては、地方自治法第96条第1項第5号

の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容について、ご説明をさせていただきます。入札の執行でございますが、明日、8月24日に郵便による指名競争入札を執行する予定であります。

資料-1をご覧くださいませでしょうか。工事名は斑鳩町水質改善下水道事業第12処理分区第1工区-2工事で、契約の方法は指名競争入札、契約金額及び契約の相手方につきましては、本会議中の委員会におきましてご報告させていただきます。工事場所及び工事概要でございますが、次のページの付近見取図をご覧くださいませでしょうか。小吉田1丁目地内で、推進工法で約272mの施工を予定しており、工事期間につきましては、議会議決後180日間を予定しております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

吉川委員 説明は問題ないんですけど、図面を出してもらった時に、これ、小吉田、赤線入れてもらってる所は近くだからよく分かるんですけど、また、モデル区間できた事も分かるけど、知らない所だったら現在もこの図面通りかなという感覚を受けるので、ちゃんとした図面を出してほしいと思うんですよ。この上でも構わないから、ここにモデル区間の何メートルの道がここにあると。実際これで見ると、赤線で説明あった部分だけが道路で、他に道路あるという事が分からないわけですね。前にも説明受け、私らも現在通ってますので分かりますけど、この図面見る限りでは分からないわけですね。そこらの親切さと言うのか、これは何もこれに限らず、前からそういう事をお願いしてるわけなんです。そこらの心配り、そこらを是非とも考えて図面を出して

いただけたらありがたいと思いますので、今後よろしくお願ひしたい
と思います。これは、私、今始まって言った事ではないと思います。
前にも言ってるわけ。だからやっぱりここで審議した事については、
特に質問あって、答弁こういう具合にした、という事を頭に入れて次
の委員会に臨んでもらわないと、私は困ると思うんで、是非ともよろ
しくお願ひしたいと思います。

委員長

理事者の方にはよろしくお願ひいたします。

1点よろしいですか。明日入札執行という事は、もう指名されてる
と思うんですが、業者の数と町内業者は何軒くらいおられますねんや
ろ。

下水道課
長

全体で業者数は14社、そして町内業者はA級4社です。

委員長

他にございませんか。

それでは、次に(2)町長専決処分について承認を求めることにつ
いて(平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について)
理事者の説明を求めます。

上水道課
長

それでは町長専決処分について承認を求めることについて(平成1
6年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について)ご説明させて
いただきます。お手元に資料2がございまして、よろしくお願ひし
ます。これにつきましては、企業債の支払利息を減らし、水道料金を
抑制する目的である借換債が許可され、8月27日に借換えを行うた
め、8月2日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処
分をさせていただいたものであり、議会に報告し、承認を求めるも
のであります。

それでは資料2の3ページをお願いします。内容につきましては、
収入の部で第1款資本的収入、第3項企業債、第1目企業債、第1節
企業債4,470万円の増額と支出の部で第1款資本的支出、第2項

企業債償還金、第1目企業債償還金、第1節企業債償還金4,495万円の増額であります。これにつきましては、当初借入額の利率につきましては、7.2～7.7%、事業件数が4件ございました。今回借換えによる利率は2.3～2.4%であり、これによる軽減額は約870万円となります。以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 それでは、次に(3)町道認定について理事者の説明を求めます。

建設課長 町道認定についてであります。お手元に配布させていただいております資料3に基づきましてご説明いたします。まず1枚目なんですが、今回お願いする分につきましては路線数は3路線であります。まず1枚目につきましては管内図でその位置を示しております。始めに整理番号1、法隆寺北2丁目地内に位置する町道283号線であります。これにつきましては開発道路として寄付を受けたものであります。次に整理番号2、目安4丁目地内に位置する町道384号線であります。本路線につきましても開発道路として寄付を受けたものでございます。次に整理番号3、龍田西8丁目地内に位置する町道565号線であります。本路線につきましては斑鳩町土地開発公社が所有する都市計画道路代替用地でありまして、代替用地として処分予定である事から本道路につきまして道路部分を予定いたしております。それでは各路線ごとにつきまして内容についてご説明いたします。それでは次のページをご覧くださいと思います。まず、整理番号1についてであります。町道283号線、延長94.4m、幅員最小6.2m、最大13.3m、既存町道275号線から272号線にかかる間のも

のであります。次に整理番号2、町道389号線、延長105.1m、幅員最小6.2m、最大12.8mで既存町道の386号線に接する道路であります。次に整理番号3、町道565号線、延長92.1m、幅員最小4m、最大5.8mであります。本路線につきましては国道25号線に接する道路であります。以上が9月議会定例会に提出予定いたしておるものでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

吉川委員 整理番号3の矢印してる所ですね、510号線と書いてある所。そこからこの国道までは、今はどういう道路になってますの。

建設課長 ただ今、この510号線は、ゼブラで示しておる左側の町道部分でありまして、これは以前に認定している町道の現道という形です。今おっしゃっているのは矢印から右の国道へ行く間かなというように思いますけれども、これは私道という事になっております。

吉川委員 これは75mか80m位あると思うんやけど、これ、私有地でこれだけの家が全部建つわけか。位置指定とかそういうのは全然ないわけですか。

都市整備課長 建築基準法上は法適用以前の建築物という事で、42条2項道路扱いという事で建築がなされているという事でありまして、建築が可能ということになります。

吉川委員 565号線を認定するにあたって、国道まで、今説明のあった法適用以前の道路だとおっしゃるけれども、里道か何かで公共の場合は問題ないんやけど、私道の場合、今後下水道なんか入れられる場合にはこれはどういう具合になっていくのか。難しい問題はあろうかと思う

んだけど、私は565号線をここまで町道にするんだから、何とか話合いをして、安い値段でも買上げをすとか、やっぱりすべきだと私は思うんですけどね。ここの整備は一切町は何もやってないという事ですか。仮にこの自治会から、ここ舗装してほしいんだと、その地主さんには自治会から了解を取ってきます、という事で取られて、舗装してほしいという申請が出たらそれはそれで、舗装していかれるわけ。その中には仮に先ほど申し上げたこれから下水道入れていかないといけない、これは私は分からないけれども、水道管とか他の管も入っていると思うんですよ。そこらをやっぱり、私は整理していかないと方々で皆さんが難儀していただいている、苦勞してもらっている問題が残っていくのではないかと危惧するので。ここらはどうですやろ。

建設課長　　ご指摘の現道部分の底地整理という事なんですけれども、特に今おっしゃっているように、整理する場合について、まず地権者の方の申出が必要でありまして、そういう部分が可能かどうか、という事がございます。それとあわせまして維持管理についてですけれども、これについてはやっぱり私道という事になりますと、我々としては町内における町道以外の所で地元の要望等があった場合は、そうした時には町の補助制度がございまして、そういった事を基本的に考えて参りたいというふうに考えています。ただ、地域の中でこういった私道というのはたくさんあるわけなんですけれども、特に大きな問題として、その地権者の方がどういう意向をもっておられるのか、という事が大きな問題になってこようかという風に思いますし、そういった事の申出等があった場合は、町としては考えていくという形で基本としては考えております。

吉川委員　　私が申し上げているのは、今、課長が説明あったように、地主さんから寄付するから、という申し入れがあれば、それが一番良いと思うんですよ。しかしやっぱりこの辺の周囲の全体を考える中で町としては、これは町道に抜く事によって、これから町道認定しようという区

間、生きてくるわけですから。ここを通るのに、町道認定する所から今私が質問しております道路を通る場合にはやっぱり私道で、仮に制限を受けた場合は通れなくなるわけですね。そしたら、この三角の矢印してる場所、今どういう方法になってるのか知らんけども、見たら最大が5.8mしかないわけです。普通の所でしたら10mとか、回転広場と言うんですか、を造ってするわけですか。実際にはこれ、突き当りと一緒や。しかし、ここにそういう道路があるんだから町が率先して、なる、ならないは別にしてでもやっぱり話位はしに行くべきだと思っんです。それ位の積極性がなかったら町はよくなっていかないと思っんです。言って来られたらしてあげますと、そんな状態では私はよくなると思っないと思っ。やっぱり周囲全体を見る中で、どうしても斑鳩町の将来にしても、周囲の方のどなたの私道か分かりませんが、この中でもやっぱり町道にしてもらっ事、ここを通行するのに遠慮なしに通行できる。また、町としても下水道入れる場合でも、水道管入れる場合でも、建設課と管理してる所とは話合いをしてもらわないといけませんが、私はスムーズにいくと思っんです。ここに水道管入っますのか。条件で入ってるのか。

上水道課
長

一部入ってる場所がございます。

委員長

地主さんとの条件は、と言っておられますけど。

上下水道
部長

ほとんど、昭和30年代乃至は40年代に家建てて入ってる分でございますので、その時の同意文書、今のところ所持いたしてありませんが、その時に土地所有者の同意はもらってると思っております。

吉川委員

部長、考えています、だけではね、やっぱりちゃんと確認して。

上下水道

確認して、とおっしやっておられますけれど、水道というのは昭和

部長 32年以後に入っておりますので、その当時の分について、全て同意書ばかり整理しておりませんので、最近でしたら、40年後半以降でしたら、いろんな権利がございまして、私道については全て同意をもらって入れておりますけれども、この時の分については。昭和30年代乃至は40年代前半については整理できておらないので、先ほどの答弁をさせていただきました。

委員長 今後この私道に下水道とかは入れるとか入れない予定は。

上下水道 当然、下水道が入って参ります。その時には土地所有者の同意書を部長 もらって入れる事になって参ります。

吉川委員 下水道、色々スムーズにいけばいいですけども、今までから聞いているとってない所もあるわけです。だからやっぱり整理する所はきちんと整理していくべきだと思う。今、ここで色々な面でそういう事をきちんとやってもらわなかった。仮に言ったら登記、お金払ってのに登記してない所もある。そしたら権利を主張される。そういう所もあるわけなんです。ですからきちんと整理をし、権利ある者は権利を主張できるように、町の方で整備をすべきだと思うんです。何もこれに限らずですよ。これ、565号線、仮に今の私道がなかったら、最小4m、最大5.8mで認定になるわけですか。仮にここがどん詰まりとしますねん、それでも町は認定をしてくれるわけですね。

助 役 今おっしゃっておられます事と別に、今、認定させていただくのは町が示している町道の認定基準に合っております、といたしますのは、国道25号線から法適用以前の道路に接続という事で認定の条件が整っております。それで、今いろいろ議論、ご指摘をいただいている件につきましては、当然町としてはこの路線を認定するにはやはりパークウェイとのいろいろ関係もございまして、早くその処置を講じたいという事も1点ございます。同時に吉川議員がおっしゃっておられま

すように、道路が通り抜けられるよう、やはりこれから町は努力をしていかなければならないと思います。ただ、これまでの経緯がございますし、そういう事を十分町がクリアできるかどうかという事も考えていかなければならないと思っています、そういう努力はしていきたい。3番目の今のご指摘の件でございますが、町の基準においては都市計画法に基づく開発行為の道路、そして建築基準を伴う位置指定道路、そして町道から町道、町道から里道、町道から適用以前の道路、当然道路幅員は4m、幅員が4m弱の所であっても委員会とのいろいろな議論の中で町道認定をするという事になっている、こういう事がございます。従いまして、これがどん突きとなれば、条件に合わないという事でご理解いただきたいと思います。私は、そう解釈をしています。

委員長 ちょっと記憶不足なんですけど、資料を持ち合わせしてませんけれども、平成11年度でどん突き部分、幅員4mきっても町道認定していこうという方針で決定してますね、堤課長。

建設課長 委員長が言われるように、確か11年ですか、4m未満であっても法適用前の道路という形であれば認定していくという形で、その時になっていると考えております。

委員長 突き当たり部分でもですね。

吉川委員 最後に今後助役さんが努力していくという答弁をいただいておりますので、私はこれについては了解しますけれども、やっぱりもっと積極的にこの道路を両方とも活かすと、これ仮に4mしかない道路で、ここでバックして帰って来ますか、帰りませんで。やっぱりこの私道の所通ります、仮にたくさん通るようになったらまた私道の部分で問題が起きないかなと。取り越し苦労だったら一番有難いけど、みんな町へ言って来られるわけ。そういう事を少しでもやっぱり現の担当の職員さんが将来の事を考えて処理を、これに限らずです、やってもらいた

いなという気持ちです。是非とも今後考えてもらいたい。そら、私がこう言っても、頼みに行っけんけど無理やったと、どうしても了解してもらえなかったんやと、いう事もあるかと思ひます。それは町の説得力とか、地元、そこを通られる方にも話して、みんなで協力して頼みに行ったら私は話というものはなっていくと思ひます。今後、こういう場所については是非ともそういう考え方で私は進めてもらいたいように希望だけ申し上げておきます。結構です。

委員長

他の委員さんございませんか。よろしいですか。

以上、9月定例議会提出予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、各課報告事項について、(1)平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてのうち当委員会に属するものについての報告を求めます。

建設課長

それでは、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてであります。建設課所管に係りますものにつきまして、報告させていただきます。お手元に配布させていただいております、資料4に基づきましてご説明いたします。まず、歳入についてであります。第14款国庫支出金で、災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧事業費負担金、という事で176万6千円で計上させていただきます。これにつきましては補助率3分の2でございます。去る16年5月13日に局地的な豪雨によりまして法隆寺地内町道141号線の路肩の一部が崩れまして被害が起こった事によりまして公共土木施設災害復旧事業として、国の採択を受けた事によりまして補正をお願いするものであります。次に歳出についてであります。第7款土木費、道路新設改良費の登記業務60万円及び土地購入費1億463万7千円についてであります。この分につきましては先ほど町道認定の説明の中で整理番号3で認定予定として説明いたしました物件の、斑鳩町土地開発公社所有地道路部分の買戻しにかかる費用であります。道路面

積につきましては、406.35㎡であります。それと、次に第10款災害復旧費、道路橋りょう災害復旧費についてであります。この件につきましては、消耗品費、燃料費、工事請負費の計355万円につきましては、歳入の所で説明いたしました町道141号線の災害復旧に係る経費であります。以上が建設課に係るものであります。

都市整備
課長

それでは都市整備課所管で予定をいたしております一般会計補正予算についてご説明させていただきます。補正をお願いいたします主なものは、県事業の法隆寺門前街路整備に係ります門前広場事業に対します関係事業費の補正と、JR法隆寺駅周辺整備事業において踏切拡幅の事業費が明らかになった事によりJR法隆寺駅周辺整備事業費の補正でございます。まず最初に両事業に直接関係ございませんけれども、資料4の中に第17款寄附金で補正をお願いする予定をいたしております。平成15年度において申請のありました分譲住宅地造成に伴います施設協力費の納入がございました。その14万9千円の増額補正になっております。次に、法隆寺門前広場事業にかかります景観保全対策事業費について、事業内容も含めて説明をさせていただきたいと思っております。法隆寺門前広場の東側広場の整備につきましては、歴史的な佇まいをもたらす為の風致景観の維持、保全に配慮いたしまして観光客や地元住民への安全で快適な空間を提供する事を目的といたしまして、県における法隆寺門前線の整備と一体的な法隆寺門前の整備として取り組んできたところでございます。県におきまして法隆寺門前線の整備につきましては、2月に事業地内の物件が代執行によりまして撤去され、その後すぐに植栽帯やそれぞれの整備が行われました。その工事も現在はほぼ終わりました。9月の供用開始に向けて現在作業が進められているところでございます。県の法隆寺門前線の整備が完了することにより、引き続き法隆寺門前広場整備に速やかに着手する必要がある事から、国の補助金につきましては、県及び国と調整をしてまいったところ、現在西里地区で取り組んでおります、法隆寺・藤ノ木線と一体的な考え方の中で、まちづくり交付金として採択され

る事となりました。当初、法隆寺・藤ノ木線の整備といたしまして、補助金1千万円を予定いたしておりましたけれども、法隆寺・藤ノ木線の整備と法隆寺門前東側広場の整備と合わせて3千万円の補助となった事によります補正予算をお願いする事にいたしております。補正の内容でございますけれども、歳入につきましては法隆寺門前広場整備として1,570万円の追加をさせていただきました。法隆寺・藤ノ木線の整備といたしまして当初1千万円を予定しておりましたけれども、430万円を増加させていただくという事で、全体といたしまして、現在1千万円の予算額を2千万円増額をお願いするという予定でございます。

次に、歳出でございますけれども、法隆寺門前東側広場整備といたしまして、4,840万円の追加をさせていただくという事でございます。旅費、消耗品、印刷製本費、工事請負費、トータルいたしまして4,840万円の追加をさせていただきます。法隆寺・藤ノ木線の整備といたしまして、2,360万円、当初予定いたしておりましたけれども、860万円を増額いたしまして、3,220万円とさせていただく予定でございます。法隆寺門前広場の整備内容でございますけれども、配布させていただきました資料4-2でございますけれども、現状をほぼそのままの形で整備させていただく予定で説明させていただきます。植栽帯の整備と照明灯の整備、南側に一段低い所がございます。その部分を園路として整備をさせていただくという事で、そこに板石の舗装をさせていただく。そして北側の町道部分、今は未舗装でございますけれども、その部分についても西側と同様に板石舗装を計画しているという事で進めている所でございます。また、ここには出ておりませんが、法隆寺・藤ノ木線、ここには出ておりませんが、地中化も終わりました16年度から自然色舗装、そして石張り等による舗装で仕上げていこうという事です。増額いたしました部分については、区間を延伸させていただくという事で計画をいたしております。続きまして、次のJR法隆寺駅周辺整備事業でございます。第7款の土木費のJR法隆寺駅周辺整備事業におきまして、

踏切拡幅に伴います事業費等の精査によりまして、負担金で2億8,028万8千円を減額させていただきまして、委託料1,500万円、そして公有財産購入費で600万円の増額をさせていただくものでございます。当該補正予算につきましては、事業実施期間が、当初2年で計画をしておったわけですけれども、3ヵ年に見直しを行った事による事と、踏切拡幅事業費が明らかになった事を受けまして、当初予定致しておりました今年度で必要なJR法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金を精査した事による減額、そして駅周辺道路整備等の事業進捗に伴います必要な委託料、そして公有財産購入費の増額をお願いするものであります。なお、債務負担行為につきましてもJR法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金の限度額を踏切拡幅によります事業費3,702万6千円を追加させていただき、そして14億7,021万8千円とする変更をお願いする予定をしております。以上が9月定例会をお願いを予定しております、都市整備課所管の一般会計の補正でございます。よろしくお願いたします。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木澤委員 少し分からないので教えてほしいんですけれども、寄附金の部分ですね。平成15年度分が今納入されるという事なんですけれども、これは何故こういう事に、今納入されるという事になるんですか、ちょっと教えて下さい。

都市整備課長 施設協力金については継続的に協力をお願いもしながらきているわけですけれども、16年度収納をさせていただいたという事でございます。15年度中の申請という事でございます、その分についてお願いをしておったわけですけれども、一部分なんです、まだ全額ではないですけれども、一部分、これだけ納入する、していただくという事で納入していただきました。16年度からはもう開発等ございませ

でも、協力金の要請はいたしていないという事でございます。今回の14万9千円というのは補償金預っております、その補償金返還するにあたって施設協力費についてお願いをしたところ、それを納入しておいてくださいというお話をいただきましたので、会計処理の方を行わせていただいたという事です。

木澤委員 一部分という事は他にも協力をお願いしているけれども、理解をもらってないという事ですか。

都市整備課長 なかなか協力費については今日まで色々問題がございまして、一部残っている部分がございます。そうした中で今回、5戸建築されておりました、5戸の合計が150万円程あるわけですけれども、その内の一部を充当させていただいたという事でございます。

木澤委員 すいません。この場所は。

都市整備課長 昭和町と神南の間くらいになります。

吉川委員 まず、藤ノ木古墳の関係なんですけれども、ここで言っているのかどうかと思うんですが、現在の藤ノ木古墳の範囲の南側の道、町道何号線か記憶ないんで、ここから上がっていく道から西へ行く道ありますな、藤ノ木古墳の真前、あそこ、えらい曲がってるわけです。前にも私は委員会でお願ひし、指摘をしているわけなんですけれども、あそこは今、藤ノ木古墳、向こうから整備してこられるのは有難い事だと思いますが、あの道の考え方について再度お聞かせ願ひたいと思います。今、あそこを真っ直ぐにしておかないと、曲がった状態で今後も残っていくと思う。やっぱりこういう機会にやらないと町も手をつけられないと思うんですよ。どういう考え方を持っておられるのか、まず1点聞かせていただきたいと思います。

建設課長 今ご指摘の藤ノ木古墳の南側という事なんですけれども、この道につきましては町道138号線という形で位置付けをさせていただいております。この道の整備という事でありまして、町としては道路計画という、5ヵ年計画という形で今現在持っております、今の計画の中には入ってございません。という形でご理解いただきたいと思っております。合わせまして藤ノ木古墳という整備仕様もありますので、そういった今現在、教育委員会生涯学習課が色々藤ノ木古墳の整備についての計画をなされているという形のものでありますので、そういった中で更に道路部分の、この部分についてどうなるのかという形の内部協議も必要かなというように思います。

吉川委員 5ヶ年計画に入っていないという事でおっしゃってますけど、そしてこの前の5ヶ年計画の時にこの藤ノ木古墳の整備については、もうその時に決まっていたわけやね。その時は何の検討も、私が前に委員会で指摘し、お願いもしてるのに、そういう事は全然、検討していただいたのか、検討したけども次になったのか、いや、もう、あのままの状態を残しておこう、放っておこうとされるのか、ここらはどうですか。

建設課長 5ヶ年の時にご指摘という事なんですけれども、本来道路計画という、この路線の関係については、道路計画というよりもまず藤ノ木古墳の整備という大きな問題がありました。そういった中で整備仕様という形のものでまだ確定、決まっておらないという形のものもありますし、そういった中でやはり先ほど言いました町道に隣接する、整備区域が隣接するという事もありますし、そういった中で内部協議が更に必要、これ以降も必要になってくるのかな、整備仕様についての関連については、生涯学習課との協議も必要になってこようという風に考えております。

吉川委員 もうちょっと一歩進んだ考え方できないのか。どこへいってもそう

いう考え方持ってるから、斑鳩町は良くなる。道の整備でも何も他町村は別にしても、斑鳩町の今の現状見て下さいよ。斑鳩町で試案して、ここはやっていかないといけない、特に建設課は色々回っておられるわけ。斑鳩町内の道路状況についても一番把握しておられると思う。その中でやっぱりここはどうしても、斑鳩町の将来のためにも整備しないとイケない。なぜそういう考え方を持ってもらえないのかな。今後、そしたら今の路線について、藤ノ木古墳の整備全体の中でも考えるという、意思というのか、町の今の気持ちを聞かせて下さい。

建設課長 先ほども申しておりますが、この藤ノ木古墳の整備というものがございまして、この整備についてやはり本格的に整備計画、その中でこの隣接する道路についての関係についてもまずは担当課と協議していきたいと考えております。

吉川委員 課長の方から回答あったように、私は是非とも、担当課もありますのでよく検討してもらって、斑鳩町の将来に物申さない整備を私は是非考えてもらいたい事を強く要望しておきます。それから、法隆寺周辺の推進として、土地購入費で600万円なってますね、この場所と面積教えて下さい。

都市整備課参事 この公有財産購入費の場所につきましては、法隆寺駅北口の広場、工場跡地の分でございます、面積につきましては380㎡でございます、以上でございます。この分につきましては土地開発公社からの買い戻しの分でございますので、よろしく申し上げます。

吉川委員 結構です。

委員長 他にございませんか。よろしいですか。

ないようでしたら、次に（２）町営住宅募集について、報告を求め

ます。

建設課長 町営住宅の募集についてであります。目安北団地103号室の入居者が一人暮らしであった事から、施設入所される事によりまして、6月30日付けをもって明渡しがありました。この件につきまして8月広報でもって住民周知を行いまして、申込用紙の配布期間につきましては、本日8月23日～9月3日の間で配布を行って参りたいと思います。この申込受付期間につきましては、9月6日～9月17日の間に行う事となっています。今後この用紙の配布及び受付を行いまして、その後申込者の実態調査及び入居者選考委員会を開催していただきまして、入居者の決定をして参りたいという風に考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 ないようでしたら、次に(3)市街化調整区域における新たな許可基準の策定について、報告を求めます。

都市整備課長 それでは、市街化調整区域における新たな許可基準の策定につきまして、都市計画法第34条第8項の3に関する条例について説明をさせていただきます。この条例につきましては、県が市街化調整区域におけます集落のコミュニティの地域の活性化を目的といたしまして、市街化調整区域内においても新たな住宅等の立地を認めるための条例制定に向けて、現在事務を進められているもので、配布させて頂いております資料番号5の市街化調整区域における新たな開発許可基準の策定についてというパンフレットによりまして、説明させて頂きたいと思ひます。このパンフレットにつきましては、先般6月23日

から7月23日の間でありますけれども、条例の制定につきまして県が県民の皆さんから意見を募集された、その時のパンフレットでございまして、このパンフレットに条例制定の背景、基本方針、また条例案の概要がまとめられております。このパンフレットの記載順に説明をさせていただきたいと思っております。まず、パンフレットの1枚目の中段からやや少し上に書かれておりますけれども、この条例制定への動きとなりました背景でございまして、奈良県におきましては近年人口が減少になりまして、特に都市計画区域の8割の面積を占めます市街化調整区域におきまして、その傾向が顕著で既存集落におきましてコミュニティの維持や地域の活性化などが求められているというような状況になっているという事。そしてまた、今年3月に策定されました奈良県都市計画区域マスタープランにおきまして、市街化調整区域における土地利用の基本方針といたしまして、地域の実情に応じた保全と活用のメリハリのある、効果的な土地利用施策の運用を図る事が掲げられました。このような状況から都市計画法に平成12年5月に新たに設けられました制度でございまして、都市計画法第34条第8号3を活用いたしまして、市街化調整区域内の一定の既存集落において、新しく住宅等の立地を認めることが出来るように県において条例制定に向けた作業が今現在進められているということでございまして。そして、その下段に記載されております、条例を作るとこのようになります、という所でございまして、現在の市街化調整区域では人口減少等によりまして、先ほど言いましたコミュニティの維持、地域の活性化が求められている地域においても、農家住宅や沿道レストラン等の一部のものを除きまして原則として住宅や店舗、工場が建てられないという事になっております。しかし、条例が制定されますと区域の指定がなされた既存集落内では農家の方だけではなく、県内外のどなたでも一戸建て住宅を建てる事が可能になります。また、地域によっては、小規模な店舗や工場等も建てる事が可能になり、そうした事で豊かな自然環境や歴史的風土を守りながらコミュニティの維持や既存集落地域の活性化が期待をされるというような事で進めてい

るという事です。次のページでございます。県の条例制定に対します基本的な考え方が上段に書かれております。まず背景につきまして、先ほども申し上げましたが、市街化調整区域の人口減少が顕著、コミュニティの維持や地域の活性化が求められている、そして奈良県都市計画区域マスタープランにおいて調整区域の土地利用の方針という中で地域の実情に応じた保全と活用のメリハリのある効果的な土地利用施策の運用を図るという事が掲げられています。

次の基本方針ですが、市町村のまちづくりの方針や意向を尊重しながら道路等の公共施設が整備されている市街化調整区域内の既存集落において、新たな住宅等の立地を認め、土地の有効利用や奈良らしいゆとりある住宅地の形成を図るという事であります。

そして、具体方策といたしまして、都市計画法第34条第8号の3の規定に基づく条例を制定し、地域の実情に精通している市町村の申出により既存集落の区域の指定を行い、新たに住宅等を立地できるようにするというものでございます。

そこで、都市計画法第34条第8号の3という事でございます。パンフレットの中段、そしてパンフレットに挟み込みをしております右肩に関連資料と記載されておりますA4の資料に根拠法令の抜粋といたしまして、都市計画法第34条と施行令の29条の6の条文が記載されています。都市計画法では調整区域におきましては、原則的に土地開発行為は制限されている区域でございます。開発行為の立地制から市街化調整区域において認容すべき開発行為を限定いたしまして、それらの認容すべき開発行為を定めているというのが、法第34条でございます。法第34条に平成12年5月にまちづくりの手段であります都市計画制度について地域の自主性を尊重いたしまして、地域の特性を活かせる使い勝手のよい仕組みとなるように、都市計画法が抜本的に見直されているというところでございます。法第34条第8号の3という規定が追加されております。この8号の3の条文が資料に記載されておりますけれども、市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構

成していると認められる地域であって、市街化区域内に存するものを含み、おおむね50以上の建築物が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、という事になっておりまして、その政令につきましては下段でございますけれども、ロ、ハ、ニ、という事で、溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域。優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域。優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域。を原則として含まない事とするとされていまして、原則としてこれらの区域以外の区域で都道府県の条例で指定する土地の区域内において、開発行為で予定建築物の用途が、開発区域及び周辺の地域におけます環境の保全上支障があると認められる要素として、都道府県の条例で定めるものに該当しないもの、となつてございます。従いまして、市街化区域に近接いたしまして、かつ市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している一定の既存集落の区域と、その区域で一致できる周辺環境の保全上、支障のない建築物の用途を県条例で定める事によりまして、それに適用する開発が可能という事になるという事でございます。

次のページに県で考えられております条例の概要が記載されておりますけれども、上段に、指定する既存集落の区域の要件と、下段に指定区域内で立地できる建築物の要件がまとめられております。この2つの要件を県条例にて定めることが必要となります。まず、上段の指定する既存集落の区域の要件でございますけれども、右側の枠に記載されておりますように、建築物の敷地相互間の距離が50m以内でおおむね50以上の建築物が連たんしている既存集落の区域、且つ、新たに道路等の公共施設の整備が必要でない区域、なお且つ、災害の発生のおそれのある土地や優良な集団農地等や優れた自然風景や歴史的風土、文化財等を守るため保全すべき土地を含まない区域となつてございます。なお、指定区域の境界は、原則として、道路、水路等の地形地物によるものとなつております。条例制定がなされた場合は、その後において、それらに該当する中で市町村の申出によりまして、県

において地図上に定めて公示するという事になってございます。

次に指定区域内で立地できる建築物の要件でございますけれども、建築物の用途の要件として、まず一戸建住宅を基本としながら、すでに店舗・工場等が混在している既存集落では、店舗・工場等の用途も選択できるようにしたいという事でございます。また、敷地規模の要件といたしまして、奈良らしいゆとりある良質な住宅地の形成という事で敷地は200㎡以上としたい、という事でございます。これもまた条例制定がなされた場合は、その後において、市町村の申出に基づきまして県が定めて公示するものでございます。前ページの下の段でございますけれども、指定する既存集落の区域のイメージ図が記載されております。ピンク色の線で囲まれた内側がこの指定地域という事でございます、左上の市街化区域に近接しておりまして建築物がおおむね50以上連たんしている、なお且つ、道路等の公共施設整備が整備されている、住民等の合意形成が図られている、という区域でありまして、水色の線内に記載されております、優良な集団農地等、優れた自然風景等保全する土地、災害のおそれのある土地、以外の区域について指定を行いますと、区域内の空地等を利用して、新たに住宅等を建てることができるようになる、という事でございます。最後のページの上段に条例制定と区域指定までの流れが整理されております。まず、県におきまして、今説明させていただきました条例の基本的な考え方の検討がなされまして、説明をさせていただきました条例の基本的な考え方について検討をなされて、これをこのパンフレットや県のホームページで紹介をされまして、6月23日から7月23日の間に県民の皆さんに意見募集をされた、という事で聞いております。この意見募集につきましては、県の方から依頼がございまして、町の広報の7月号にも掲載をいたしまして、周知も行ってきたところでございます。そして今後は寄せられた意見を参考とされる中で条例案を作成されまして、県議会の議決を得て平成16年度中には施行を致したいと聞いております。そして条例施行後につきましては、市町村におきまして施行された条例に基づき、住民や地権者の合意形成を図る

中で、区域、建築物用途の案を作成いたしまして、県に案の申出を行い、最終的に県において区域及び建築物の用途の指定がなされるという段取りになっていくという事でございます。以上が今現在県において進められております市街化調整区域における新たな開発許可基準の策定に伴います都市計画法第34条第8号の3に関する条例の制定に係ります県の考え方、そして現在の状況でございます。報告とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 よろしいですか。
ないようですので、次に(4)観月祭について、報告を求めます。

観光産業課長 観月祭につきまして、本年度11回目となります、太子ロマン斑鳩の里観月祭についてであります。去年は中学生以下を無料として、高校生以上と一般については、受益者負担を考慮して、入場料を1,000円として実施したところであります。この時の入場者のアンケート結果につきましては、毎年楽しみにしている、続けて欲しい。どんな立派な舞台よりも素朴でよかった。入場の料金が必要な事から、本当に観たい人が静に鑑賞できた。というような意見があったところでございます。このように一定のリピーターもある事から、本年も秋分の日の前日であります9月22日水曜日午後6時30分から上宮遺跡公園におきまして、開催する予定で進めております。チラシの方を提出させて頂いております。このチラシにつきましては、公共施設等に配布する予定でございます。ここに書かせていただいておりますように、公演内容につきましては、能楽「清経」、狂言「鬼ヶ宿」、仕舞「実盛」「遊行柳」「小鍛冶」を予定しているところであります。

以上簡単ではありますが、観月祭についての報告を終わらせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 よろしいですか。
ないようですので、次に(5)斑鳩の里ふるさと秋祭りについて、報告を求めます。

観光産業課長 斑鳩の里ふるさと秋祭りについてでございます。本年の斑鳩の里ふるさと秋祭りにつきましては、実行委員会及び太鼓部会等、関係者協議の結果、10月第2土曜日であります9日に法隆寺門前駐車場と、県道法隆寺門前線及び龍田神社前で実施する事に決定されたところでございます。中心となります太鼓台の参加につきましては、法隆寺地区、龍田地区の8台が法隆寺門前線に集合し、巡行していただく事になっております。また、幼稚園、保育所の手作りみこし6台と自治会で所有していただいております2台についても参加の申込をいただいております。なお、本年も女性みこしの巡行を斑鳩高校の女性を担ぎ手として、実行委員会から学校に参加のお願いをされているところがあります。今後ふるさと秋祭りの安全な実施に向け、太鼓台の運行計画や出店計画、イベント計画について各部会で協議、検討していただいているところであります。以上です。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

よろしいですか。

他に理事者側から報告することはありませんか。

(報告事項なし)

委員長

以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

飯高委員

2点あるんですけど、河藪橋の交差点のその後の状況というか、進捗についてが一点と、もう1つ前回の委員会において大和川の沈下橋といわれる所についてお伺いしたいんですけども、河合町との協議がされてると思うんです。その状況をお聞かせ願いたいと思います。

建設課長

河藪橋の交差点の交通安全対策についてという事なんですけれども、この件につきましては、以前から地元の方、また、先般におきましては子ども議会でも質問がありました。この件につきましては、特に信号という形で大きな要望をいただいておりますけれども、これについては、警察と協議する中、なかなか設置に対する要望もしておるんですけども、なかなか現時点では難しいという状況であります。その後、以前にも報告させていただいたと思うんですが、特に国道168号線という形で、特に横断歩道が現在ありまして、横断歩道の双方の待つ場所について、なかなか確保する場所がないという形で今日までできております。そういった中で県とも協議する中、県の方である程度の改良を考えていただいております。この改良につきましても、今年度していただけるという形で、県の方で聞いておるんですけども、この時期につきましては、我々も盆前、盆後に県の方とも担当者と協議すべく行っておるんですけども、なかなか出張等によりまして、

会う機会がないという事もあります。そういった中で時期的な問題については以前から県の方でも申されておるんですけども、特に今現在出水期、水の出る時期という形でありまして、この時期には工事の施工という事は難しいという事がございます。と言いますのは、一方は川の河川側の、法面と言いますか、法面を利用して退避場所を造るわけですけども、そういった中でなかなかそういった行為をする事について今の時期は難しいという事を聞いておりまして、早くても10月以降になるという形で聞いております。我々としても一日も早く子どもの安全確保をする為に、工事施工していただけるように、さらに要望していきたいという風に考えております。今現在できる部分については対応しているわけですけども、特に車でこの道路を利用される方が、横断者を分かるように、という事で、また横断歩道があるというのが分かるように、という事で、県の方で路面表示をしていただいております。河藪橋につきましては、現状が今の報告させていただいた内容です。また、一方潜水橋の関係についてであります。これについては、6月1日、2日河合町と協議をする中、この2日の日は双方町におきまして、大和川工事事務所の方に行きましていろんな安全対策に対する形のを協議したわけですけども、協議する中で今現在看板が一面設置、双方にしておりましてけれども、夜間になりますと見にくいという事もありまして、協議する中で看板の増設という形で設置を現在進めております。この看板につきましても、夜行塗料と言うんですか、光が当たると見やすくなるような形で看板の設置も増設してきました。一方橋の関係につきましても、先般河合町とも協議しているところでございまして、そういった中で河合町のかかっている橋につきましては、当初、この橋につきましては、昭和27年に設置されまして、河合町が設置されたという形のものでございます。大体、幅員につきましては1.5mという事で、橋の長さにつきましては、68.3mという橋でございまして、そういった事から河合町の方に、何か安全対策はできないのか、という形で色々協議もしているところなんですけれども、現段階では設置される形のものというのは、

示されておらないという状況でございます。以上です。

委員長 他の委員さんございませんか。

吉川委員 まず、現在世界的に干ばつとか大きな水害等起こってますね。日本も劣らず、有難い事に奈良県は問題ないんですけど、よその県では大変大きな被害を被っておるわけです。その中で、私は大和川、三郷の所まで見に行ったわけなんですけど、川の中に木がいっぱいあるわけですね。3年か5年前に私、たまたま三代川の研修あった時に申し入れしたら刈ってくれはったわけですけども、そのまま今現在は刈ってくれない。上の方は3回ほど美しく刈ってくれはるけど、私はこの木とか草が水が増えた時には大きな弊害になると思う。これは、洪水の一番弊害になって、大きな災害を起こしかねない原因となると思うんです。大和川、国の河川を申し上げたわけなんですけれども、三代川、竜田川、秋葉川、服部川についても見に行きますと、この間課長と話していますと、三代川の法隆寺の駅からこっちの方は町道の方の擁壁の足が中にたくさん入ってないので、中を掃除するのは難しいという話も聞いておるわけなんですけれども、あの状態で実際に水が出た時に水が流れるのかどうかね。どう言ったらいいのか、改修して来られた所までは大分、私は少々の雨量でも流れると思うんです。だからやっぱりあれを活かすためにも、今止まっている三代川の改修を早期にやるべきだと思うんです。実際にこれ、何年止まっているのか、町としてどうしようと思っってはるのか、こんな事あっては困るけれども、山田の米屋さんの前、興留になるのか、曲がった所でも用地は買収して改修しようと思ったら出来ない事もないと思うんです。聞いているのは、あそこに井堰があって、井堰の問題があるらしいですけども、やはりそれも解決し、安堵線改修してもらっている三代川についてもやっぱり私は早期に改修をすべきだと思うんです。確かにあそこだけ広げると下の方が狭いから水が溢れるという考えもたちますけれども、ある程度はやはり溜まる場所、前の時にも申し上げたと思う

んですけど、斑鳩町、各学校とか公共の公民館とかいかるがホールとか、大きな土地を埋め立てされたわけ。神南にしても西小学校の埋立てで、今まで水が溜まってあった、こういう言い方をすると地元の方にはお叱りを受けるかも分かりませんが、やはりそのために三代川も改修してもらい、あの三代川も三回改修してもらって、広げてやるわけ。それは色々あります。なぜ、一番末端の神南だけが協力してしないといけないのか、という意見もあったわけなんですけれども、これはやっぱり自然の流れというのか、処理場できる時もそういう考え方で皆さんにお願いを申し上げた経緯もございます。だからお互いにこれは譲ってもらう所は譲ってもらって、やっぱり頼む所は頼んで、やっていかないと事業みたいなものは進まないと思うんです。今現在の河川の中にある木とか草とかの整備について、土砂も含めて町としてどう考えておられるのか、という事と、前からお願いしてます三代川のバイパス、今、工事が止まっておりますけれども、国鉄の、これは富雄川の工事になるんですけれども、止まっておりますけれども、それは何故止まってあるのか、このごろよく休止、休止という看板よそでも見るんですけど、今まであんな見ない事がない。なぜ、そんな休止してまでしないといけないのか。雨季の関係があるというようにもちょっと聞いたんですけど、私は町へお願いする前にも上田県議にもお願いし、県議もわざわざ竜田川を見に来て、早速県と話すると言っていたいております。私が言いたいのは、前から何回も言っている草刈、今一回見てもらって、どう思われるのか、頭の虎刈りよりまだひどいです。それも、町長も含めて三室井堰、峨瀬井堰の時にもいつもお願いをしております。町長も声を大にして言っているのはよく分かるんですけど、この間の刈り方はあまりにもひどすぎると思うんですよ。それで、草燃やしても結構ですよと、だから言ってくれはったらなんぼでも言いますよと言う事を申し上げていたんです。しかし、あれを一回燃やした、燃やしたら、私は草を運ぶよりも経費はえらい助かっていると思うんです。その経費はどこへ行ったのか。県は一回しか刈ってくれないわ、あんな刈り方を。去年は

みんな出したものが、今年は燃やしてもらった、燃やしてもらう事については、私は地元の自治会には頼みに行って了解とってくるから、という事を言っているわけ。だからそのういたお金でもっと刈れると思うんです。たまたま刈っておられた方が居られたので、こんな刈り方でよろしのか、と聞いたら、私、図面より余計に刈ってますねん、と言っている。その事も上田県議には申し上げました。後の返事はまだいただいてませんが、あの状態を見て秋葉川にしろ、服部川見てもらったら分かりますわ。名前ちょっと分かりませんが、一人の方一生懸命にやっただいてますけれども、あの方には失礼ですけれども、一人では到底ではないけど、これだけの広い範囲を全部やれない。確かに缶を拾ったりしていただいている事には本当に頭が下がるわけですが、町としても毎年同じ事が起こっているわけなんです。今ちょっと前の事を調べたんだけど、間違っているかも知れないんだけど、県としては県の一級河川は何年かに一度はちゃんと整備します、という約束を、委員会の議事録見てもらったら分かると思うんですけど、部長か課長からかも返答いただいているわけなんです。それがなぜできないのか、何もないからいいものの、仮に57年のようなあんな大きい水害がきたら、私は大変だと思うんです。昨日も私、塩田橋4時35分位に通ってますねん、その時は何もありませんねん。それで1時間半ほどして帰って来たら、もう井堰が倒れて中段まで水が来てるわけです。だからやっぱり生駒でえらい降ってんなという感覚だったんですけど、やっぱり大きい水が一時に来ますので、是非ともこの事については、平素から知恵をつけていただき、また、国へ要望するとか県へ要望するところは要望して、私はやっぱり災害を未然に防ぐように私は考えるべきだと思うんですよ。その事について町としてどう考えておられるのか。お願いします。

町長 吉川議員のご指摘のように、まさに富雄川の関係の事に関しまして、県会議員が質問された、そしたら6月から9月の間、梅雨時期は工事をしないと、この間の子ども議会でも出てきたわけですが、

私はやっぱり工事は進めていって、下流から、当然やっぱり工期がありますから、そういう事をしないと3ヶ月矢板を止めてやったら、それだけのずれは必ず。そしたら、9月以降に工事を再開して、雨が降らないか、と言ったらこれは保証はないんです。一時雨というのは、この間でも1時間に100ミリとかいう雨があるわけですから、その事を我々はやっぱり心配しているわけです。子ども議会でも、高安西の地域が3年前にああいう大きな水害があった、という事の不安は雨が降ったら持っておられる、その事を少しでも早く改修していったら、河川改修が一番問題があった笠目の方々に立退きしていただいた、そして高瀬川の井堰の問題も解決していただいた。そしてようやく富雄川までこぎ着けた。そしたらなぜ、6月から9月の間、梅雨時期に確定した雨というのは分かりませんが、工事をストップする事については、かなり、工期を延長しなかったら私はそう簡単にいかないと思う。その間にもまた必ず、来年もまた6月から9月まで、一回やったら必ず来年も工事はストップすると思います。県もそういう事があつたら、地元にも話をしてあげて、高安西地域、ああいう関係の水害が起こった所の関係にも説明して、然るべく行政指導をしていく事が一番大事であろうと思います。郡山土木との協議会でも私はいつも申し上げるのは、三代川の関係でも、もう家屋調査も全部、土地の鑑定も入れて値段が出てるんだったら買い上げて行けと、買い上げる事をする事が一番大事やないかと。必ずおっしゃるのは、我々の付近の方でも、もう値段も決められたけれども、いっこうに来られませんねんと。だからその事についてもやっぱり買い上げていく事が大事だと。そしてやっぱり問題が残っている時は早く解決するという事が大事であると。私は今、吉川議員がおっしゃるように、最近つくづく、県も国も行きますと、まず、金がない、その事ばかり言って市町村をいじめる事ばかり考えている。その事ばかりしてたら、私は必ず最後は大きな問題が起こってくる。借金は借金で、かなり大きな借金。しかし借金を返していくという気を持たなかったら、今言ってたように、政府関係の方は昨年よりちょっとでも向上させようという事で、

国債を発行していく、その事によってだんだんと借金が出てくる。当然の事ですけども、私はやっぱり県は最近特にひどいような気がします。と言うのは5年前、私ども自らこの国道三室交差点から香芝の所までの168号線、25mしますよ、という都市計画決定を私の部屋の所まで来てやっているんです。それ以後何1つも返事がない。こんな事をしておいて、私はまさにやっぱり笠町線の関係についても、以前から吉川議員がおっしゃっているように、18mのやつを25mにする説明をやっぱりしていかないという事も。それ以上に私は52年にできた三室病院、あの病院でもやっぱりあの関係は県が右折レーンを設置しますと約束をしてるんです。そして、今だったらどう言うんですか、あれは国道ですよ、国道だから県は関係ない。国道の方々はもう既に県は約束しました、我々も国道であったか、県が右折レーンをしますと言っているのに、なぜ今ごろ国道にするような事言われるのか、という事で怒っている方も居られますけれども、私はやっぱりそういう事が出来ないのかという事がつくづく最近思います。草刈りでもなんでも業者に発注して業者は草刈りをされる。やっぱりその事をチェックして、仮に草を刈った状況を見て、虎刈りだったら、こんな草の刈り方あるのか、という事も考えていただきたいし、県は以前からダイオキシンが発生したら、草刈ったらもう草を燃やしたらいけない、という事から県は恐らく国土交通省はずっと草を燃やしておられます。大和川の関係も必ず草を燃やしてるんです。そして県に聞きますと地元の自治会の了解があったら草を燃やしている。そんな勝手な事をおっしゃっておいて、コストダウンしたその分を、また延長してでも刈ってやろうという気は、さらさらそういう考えは起こらない。まさに町が申し入れて行って、草刈りできます、必要ならば年に2回やってくれますか、という要望あるいは風船ダムにしても、パブリックダムにしてもそういう事でも、その時の所長は返事はしてくれますけれども、なかなか確定たるものが起ってこない。そしてたら地元としては何年か不安でありますし、故障したら故障したで費用がやっぱりかかりますから、かなりの金額になりますから。そうい

う事は以前に約束した事が20年も経ってきたらだんだんと忘れてこられる。そういう事も踏まえて、吉川議員がおっしゃっているように、我々については、行政を抱える者にしたら、雨が降ったら、あるいは何か起ったら一番取り返しが見つからないんです。その事が雨が降ったら真剣に、とにかく警報が出たらどういう対応をするかという事がまず第一なんです。住民の生命を守る事がまず大事であります。そういう事を踏まえますと、今吉川議員がおっしゃっていただくような状況等について、我々としても最善を尽くしながらやっぱり1つでも早く解決していきたい。そのためにも、富雄川の問題等についても、やっぱり我々の町村にもそういう事を知らしていただく事が一番大事である。ある新聞を見て、私が質問したから6月から9月まで工事がストップしてるという事もこの間書いてましたけれども、そんな事がまかり通って、私はそのために延長になって工期が遅れて、9月以降に大雨が降って万が一そういう事が起こった場合、なぜ6月から9月まで止めた、早く終わってたらこういう事にはならなかった、という事は私は起り得る、起こる事も可能だと思います。だからそういう事をやっぱり一日でも早く上流の地域の方々が河川改修をしてほしいという、町会議員の方も絶えずその事をおっしゃっています。一般質問で出てますように、その事を考えたら私は早く工事を進めていくことが大事であると思っておりますし、できるだけそういう事については、安堵町と斑鳩の関係等についても、安堵町の方ができるだけ真摯に立ち退き等をして、高瀬川井堰の問題でも解決いただいた事に感謝を申し上げながら、我々としては早く上流に河川改修が進んでいく事を望んでいる。そしてまた、川の中の流木については、私は大和川工事事務所等の会合がある度に、大和川流域下水道協議会の時にも必ず流木を切る事が一番大事である。先だって、この間水ついた時にも流木が橋に溜まって、そのために決壊したという事例もありますから、当然橋を造る場合でもいつも申し上げますように、橋はフラットにしてほしいけれども、必ず上がるわけです。神南の塩田橋にしても、あるいは橋にしても、みんな上がって、勾配がついている。なぜかと言っ

たら、流木が溜まらないように、できるだけ橋は嵩上げする、という事をおっしゃっているのだから、その事を考えたらまず中にある流木、今、目安地域の所にも流木がありますから、大和川工事事務所、ああいう事を美観のためにもできるだけやっぱりきれいにする事が一番大事であるという事を申し上げているんですけれども、なかなか遅々として進まない、それがために安堵と斑鳩の大和川のあの部分で浄化する事ばかり考えて、もう一回、10年か前に水流を取り戻す為は何やら計画されて、それは水が溜まらないからであると。また、昨年一昨年からまた工事をされて、結局水がない、という事でなかなかいかない。ただ、そういう事を踏まえながら我々としてはできるだけ地域の方々が安全でそういう事が出来るような環境作りをしていく事を望んでいるわけです。吉川議員のおっしゃっていただいている事は、我々としてはもう身にしみて、できるだけ行政としては、子ども議会でもおっしゃっているように、やっぱり水害の起こらないまちづくりをしてほしい、という要望もございましたけれども、我々としてはそれを一番先頭に置きながら、一番大きな旗印としながら頑張っ参りたいと思います。これからも会合等についても、できるだけ県に申し入れをし、あるいはその事について、できるだけ一つひとつ着実にやっていただく事をチェックしながら進めていきたいと考えております。吉川議員がおっしゃっている事は本当にごもつともな話だと思っております。

吉川委員　町長からご答弁いただいたんですが、是非とも私は、まだ9月、今も台風来てるようですし、大和川関係については国、三代川、その他県の河川については県へ是非とも早速、木とか草の伐採について陳情というのか、話をしていただきたいと思います。前に浅井議員、今の議長も、飯高さんもおっしゃったと思うんですが、大和川の目安寄りの堤防、抉られて来てますね。確か課長から災害復旧対策ですか、やってくれる、という答弁を私はいただいたと思うんですけれども、あれからだいぶ経つけれども、現在やっていただいているようがない。

大きな水が来ますと大変になると思うんです。今6m計画道路で堤防も強くなると思うんですが、この前でもあそこの桜の木、やっぱりだいぶ年いってるといふか、古くなって風で折れて、根ごと倒れているというような状況もありました。もし仮にこういう事があったら本当に困るんだけど、あそこ、河合側は堤防も広くなったし、やられるのは私は斑鳩町側だと思う。これはもしあったら大変ですので、せめて前に質問あった部分だけでも災害復旧の関係で、今現在聞いておられるんだったらこういう事で〇月からやってくれる、とか分かってあるのなら教えていただきたいし、もし、ないんだったら早速大和川工事事務所へ申し入れを是非ともしていただきたいと思うんですが、現状はどうなっているのか聞かせて下さい。

建設課長 大和川の目安地域の中での災害復旧という形のものなんですけれども、この分については場所的には2ヶ所侵食されてる部分があります。この内の1ヶ所については、以前にも報告させていただいたと思うんですけれども、大和川工事事務所の方が災害として採択を受けて工事をするという形で作業を進められております。この件についても確か8月のかかりでしたか、大和川工事事務所に行った時に確認をしておるんですけれども、この場所については、雨季、出水期を過ぎますと工事にかかるような事を聞いております。ただ、時期的に言いますと、いつ、という事については、はっきりされてないんですけれども、もう一方上流側についても、採択をかけていくという方向で考えていただいておりますので、町としても再度確認をいたしまして、早く実施していただけるように要望していきたいというように考えております。

吉川委員 是非ともまたお願いをしていただきまして、災害のない斑鳩町に全力を投じていただきたい事を要望して終わります。

委員長 他にございませんか。

他にないようでしたら、委員会事案として決算審査特別委員会委員の選出について9月議会初日に議長から、決算審査特別委員会の設置と委員指名がされると思います。総務から3名、厚生から2名、建設から2名の計7名の委員構成になると思われしますので、あらかじめ建設水道常任委員会からいっていただく委員さん2名を決めておいていただけたらと思います。希望される委員さんがあればお聞かせください。

(挙手するものあり)

委員長 それでは、決算審査特別委員会の委員に建設水道常任委員会から飯高委員、木澤委員ということで確認をさせていただきますが、他の委員さんよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは飯高委員、木澤委員という事で確認を致しておきます。
次に、先進地の視察についてであります。例年10月から11月頃にかけて、先進自治体等への視察を行っておりますが、本年度も視察研修を行うことにつきまして、委員のご意見をお聞きしてまいりたいと思います。本年度も斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱により実施したいと思いますが、ご異議ございませんか

(異議なし)

委員長 それでは本年度も視察を行ってまいりたいと思います。
視察先、次期等についてご意見をお聞かせいただきたいと思います。

(正副委員長一任の声あり)

委員長 正副委員長に一任というご意見をいただいておりますが、そのように取扱いをさせていただいてよろしいか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。
視察先、時期等につきましては、副委員長とも相談をさせていただき、9月定例会議会最終日に本会議において委員会視察の議決を得ていくこととなっておりますので、次回定例会中の委員会で委員皆さんに視察計画をお諮りし、決めていきたいと思います。ありがとうございます。

他にございませんか。ないようでしたら、その他についてもこれをもって終了します。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって閉会いたします。ご苦労様でした。

(午前10時50分 閉会)